

保健医療計画素案の追加・修正の概要

1 第5回部会（平成19年10月30日開催）後の修正作業

(1) 部会意見を踏まえた修正

(2) 圏域での協議・検討（各圏域の健康福祉推進協議会、神戸市保健医療審議会）結果の反映
圏域重点推進方策案の検討・作成

4疾病5事業の各圏域における医療連携体制の検討、医療施設実態調査結果に基づく個別医療機関名の確認

(3) 事務局による修正（内容精査、最新データ、新たな国の動きへの対応 等）

2 追加・修正内容の概要

	項目	頁数	追加・修正内容	理由
1	計画の構成	目次	各論の3つの章の順番を変更 修正前：健康と元気を支える いのちを守る 地域ケアを進める 修正後：いのちを守る 地域ケアを進める 健康と元気を支える	医療法第5次改正により、医療計画の内容が拡充され、4疾病5事業の医療連携体制の詳細な記載が求められるなど、医療分野の比重がこれまで以上に高くなり、一方で、保健分野のうち大きな比重を占める生活習慣病予防については、健康増進計画として別途見直し計画ができるため
2	基準病床数	23～ 25	平成18年4月に定めた基準病床数を据え置くこととした。	前回設定から医療法に定める5年の見直し期間が経過しておらず、また、地域ケア整備構想に定めた療養病床転換計画の実現状況を見極める必要があるため
3	基準病床数を超える圏域で、届出で設置できる有床診療所	28	政策的に必要と考えられる分娩、小児救急、へき地医療、在宅療養支援の機能を有し、地元の同意を得た場合に、医療審議会に諮って認める案を追加	医療法第5次改正により、有床診療所が許可制になったが、施行規則により、医療計画に記載することにより届出で設置できることとされたため。
4	公立病院改革の動き	57～ 59	国のガイドラインに基づき、経営効率化、再編・ネットワーク、経営形態の見直しを行う旨を追加	総務省が平成19年12月24日付け策定した「公立病院改革ガイドライン」に基づき、今後、公立病院の見直しを行う。具体的内容は、平成20年度中に、県及び病院事業を設置する地方公共団体で策定する公立病院改革プランで検討し記載する。
5	社会医療法人の役割	57 58	社会医療法人制度が創設され、同法人が開設する病院に救急医療等の確保への積極的な参加を求める旨を追加	医療法第5次改正による
6	救急医療（精神科救急を再掲）	67～ 69	精神科救急に関する記載を救急医療の項目に追加（精神医療の項目の記載を再掲） 一般救急と精神科救急の連携の必要性について追加記載	部会委員から、精神科救急の記載について救急医療の項目で再掲すべきとのご意見があったため
7	へき地医療（対象地域を明記）	89	いわゆるへき地5法の指定地域を含む市町を対象にへき地医療施策を実施している旨を記載	部会委員から、へき地の対象地域を広くとるべきとのご意見があったことを踏まえ、5法指定地域を含む市町を対象に幅広く施策を実施していることを明記

	項目	頁数	追加・修正内容	理由
8	がん	102	がんの集学的治療と緩和ケアの実施を要件とする「専門的ながん診療」の機能を有する医療機関名を記載	国の指針と医療施設実態調査結果に基づき記載
9	脳卒中			
	圏域の設定	110	医療機能を有する医療機関の分布、搬送時間を考慮し、圏域健康福祉推進協議会での検討を経て、脳卒中の医療連携を進める圏域を設定	圏域等での検討を踏まえ記載
	急性期医療の機能を有する医療機関名	111	求められる医療機能を24時間体制で満たす病院名のほか、診療時間内であれば医療機能を有する病院名も記載	24時間対応する病院名のみを記載することで、日中近くの病院で対応可能であるにもかかわらず遠くに行き悪化することも起こりうるため
	回復期医療の機能を有する医療機関の選定条件	112	回復期医療の選定条件を次のとおり修正 修正前：回復期リハを実施するとともに、訓練室があり、スタッフ1名以上いる。 修正後：回復期リハを実施するとともに、次のいずれかに該当する。 脳血管疾患等リハビリテーション料()を届け出ている 訓練室があり、スタッフに常勤の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が各1名以上いる 回復期リハビリテーション病棟を設置している	部会委員から、素案の基準では維持期の病院も併せて抽出されているのご指摘があったため。(他の専門家の意見も聞き、各圏域でも確認済み)
	医療連携体制における歯科医療の役割	109 110	脳卒中の医療連携体制に歯科医療の機能を追加	部会委員のご意見等を踏まえ追加
	発症予防、維持期リ、在宅療養支援、歯科医療の機能を有する医療機関名	112 312 ~ 316	郡市区医師会・歯科医師会において医療機関の情報提供を行う旨を記載	県民に分かりやすい情報提供機関の表示を工夫
10	急性心筋梗塞			
	圏域の設定	118	医療機能を有する医療機関の分布、搬送時間を考慮し、圏域健康福祉推進協議会での検討を経て、急性心筋梗塞の医療連携を進める圏域を設定	圏域等での検討を踏まえ記載
	急性期医療の機能を有する医療機関名	119	求められる医療機能をすべて満たす病院名のほか、外科的治療の機能を有しない病院、症例数が若干少ない病院も記載	求められる水準に近い機能を有する医療機関も含めて、より幅広く医療機能の実態を明示するほうが、県民の安心感につながるため

	項目	頁数	追加・修正内容	理由
	医療連携体制における歯科医療の役割	117 118	急性心筋梗塞の医療連携体制に歯科医療の機能を追加	部会委員のご意見等を踏まえ追加
	発症予防、再発予防、歯科医療の機能を有する医療機関名	120 312 ~ 316	郡市区医師会・歯科医師会において医療機関の情報提供を行う旨を記載	県民に分かりやすい情報提供機関の表示を工夫
11	糖尿病			
	糖尿病の慢性合併症の医療機能	127	素案では、糖尿病の慢性合併症の医療機能として、網膜症、腎症、神経障害、血管障害、壊疽・潰瘍の5分野記載していたが、いわゆる3大合併症（網膜症、腎症、神経障害）に絞った。	血管障害、壊疽・潰瘍の医療機能を有する医療機関の選定条件が、自己申告に基づくもので糖尿病の治療ができない外科・整形外科があがっているとの指摘があり、国の指針にも3大合併症のみ記載されていることから、個別医療機関名を記載する項目を3大合併症に絞り込んだ。
	初期安定治療、歯科医療の機能を有する医療機関名	127 312 ~ 316	郡市区医師会・歯科医師会において医療機関の情報提供を行う旨を記載	県民に分かりやすい情報提供機関の表示を工夫
12	3疾病（脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）に係る医療機能を有する個別医療機関名の妥当性の確認	111 112 119 120 126 ~ 127	圏域健康福祉推進協議会等での確認作業をもとに、必要に応じて病院に確認し、修正、追記	圏域等での確認を踏まえ修正、追記
13	精神医療	144	認知症の早期発見・早期対応のための方策を記載	認知症対策について特記する必要があるとの指摘があったため
14	医療安全対策	155	神戸大学医学部内に設置している監察医の役割を記載	監察医について医療安全対策で特記する必要があるとの指摘があったため。
15	身体障害者支援における医療と福祉の連携	189	「保健・医療・福祉の連携」の項目で、高齢者、精神障害者、難病患者、発達障害者等に係る連携に加えて、身体障害者支援における連携について記載	身体障害者についても、「保健・医療・福祉の連携」の項目で記載する必要があるとの指摘があったため
16	母子保健 学校保健	194 198	母子保健の項目で、学校、教育関係者等関係機関とネットワークを構築し相談体制の充実を図っていることを明記 学校保健の項目で、性教育への取組と地域との関係機関との連携について追加記載	性教育、特に女性の妊娠、出産、育児に係る一連の教育について、垣根を越えた具体策が必要との部会委員ご意見を踏まえ、追加記載
17	圏域重点推進方策	209 ~ 308	各圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域は神戸市保健医療審議会）での協議結果を踏まえて、圏域の重点取組案を新たに作成	圏域での協議結果を踏まえ記載